

## ナショナルメンバー選考基準

- 1 公益財団法人日本テニス協会（以下本協会）は、「公益財団法人日本テニス協会及び加盟団体並びに協力団体における倫理に関する指針」第4項「各種大会における代表選手・役員の選考などに関する事項」に基づき、ナショナルメンバーの選考に当たり、テニス・インテグリティの保護・強化に務め、公平かつ透明性ある選考を行うために、この基準を策定する。
- 2 本協会は国際総合競技大会や国別対抗戦、四大大会などの国内外の大会において優秀な成績を収めること、ATP/WTA ランキングトップ 100 位の選手を恒久的に輩出することを目的として、ナショナルメンバーを選考する。
- 3 ナショナルメンバーは、ナショナルチームと、ナショナルチームに続く若手選手層のネクストジェンチムによって構成され、1月から12月の1年間（7月に見直し）のサイクルで選考される。
- 4 ナショナルメンバーは、日本を代表するアスリートとしてふさわしい人間力と、自覚と誇りを持ち、優秀な成績を収めることを目指す。
- 5 ナショナルメンバーは、本協会強化育成本部の活動理念である「子供たちが憧れる日本代表」であることを根幹に据え、「ナショナルチーム選手・スタッフ行動規範(別紙)」を遵守し、各国・地域との友好と親善に寄与する。
- 6 ナショナルメンバーの選考は、以下の基準を考慮して強化育成本部の合議により、常務理事会の決議を経て決定される。

### 【ナショナルチーム選考基準】

- ・四大大会（シングルスの予選含む）の出場選手に定着していること
- ・世界ランキング
- ・将来性

### 【ネクストジェンチム選考基準】

- ・世界ランキング
- ・将来的に ATP/WTA ランキングトップ 100 位入りが見込まれること
- ・選考時点での年齢

※「強化メンバー」「育成メンバー」の2カテゴリを選考する

- 7 前項に基づく選考について不服がある者は、強化育成本部長に不服を申し立てることができる。
- 8 前項の申立てへの強化育成本部長の対応について、前項の不服申立てを行った者は本協会通報相談窓口に通報することができる。

9 本協会による最終判断に対し不服がある者は、日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に基づき、日本スポーツ仲裁機構に不服を申し立てることができる。

10 この基準の改廃は、常務理事会の決議による。

11 この基準は、令和3年12月17日より施行する。

制定日	令和	元年	12月	11日
改正日	令和	3年	3月	16日
改正日	令和	3年	4月	13日
改正日	令和	3年	12月	17日